

第 1 1 回入善町農業委員会議事録

平成27年 6 月 4 日午後 1 時30分から第11回入善町農業委員会が 4 F 全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1 番 綿 利 秋	2 番 中 島 茂 樹	3 番 笹 原 信 一	4 番 塚 田 周 一
5 番 長 田 昭	6 番 柳 澤 勝 譽 志	7 番 寺 崎 敏 明	8 番 鍋 嶋 太 郎
9 番 紺 田 與 規 一	10 番 愛 場 正 利	11 番 窪 野 俊 和	12 番 酒 井 良 博
13 番 松 原 二 美 榮	14 番 上 島 幸 夫	15 番 野 島 浩	17 番 中 島 由 起 子

欠席委員 2名

16 番 市 森 孝 義 18 番 手 塚 喜 志 子

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真 岩 芳 宣
入善町農業委員会	主 幹	板 倉 晴
入善町農業委員会	主 事	上 田 敬 章
入善町農業委員会	主 事 補	金 山 久 徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第 1	会期及び議事日程の件
日程第 2	議事録署名委員決定の件
日程第 3	議案第40号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第41号 入善町農業委員会の平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。田植えも終わったところと思います。今年は、寒い日が終わったと思ったら、すぐ夏のような日が続いております。農業は、天気に左右される仕事でありますので、自然災害の被害にあわないか不安に思うところです。

さて、先月末に、毎年行われております、全国農業委員会長大会出席のため東京に行ってきました。その時、富山県出身の国会議員へ 3 点について要請書を提出して参りました。

一つは、農協改革と一緒に行われている農業委員会組織の改革について、現場の意見をしっかり汲取るようお願いしました。

もう一つは、食糧農村農業基本計画が設定され、農地中間管理機構が始動しているところですが、初年度の結果が、目標に対して、全国で約 5 %、富山県は約 25 % と極端に少なかったことに対して、農業委員のかかわり方を促すようにしてきました。

最後に T P P について、あくまで国益を守ることを優先に国会決議を遵守するように要請してきました。

農業関係は大きく変動のある年ではないかなと思っております。ただ、当町の農業委員会は次回の改選まで、今のメンバーでいきますので、よろしくがんばっていきましょう。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第11回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。4番塚田委員と5番長田委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

まず、申請番号1番、農地の所在地は、道古〇〇で、登記地目、現況地目、ともに田。面積は1,921㎡のうち375㎡です。

譲渡人は、道古〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、富山市新総曲輪〇〇番〇〇号の〇〇です。

譲受人の〇〇は「地中熱ヒートポンプを活用した低コスト栽培モデル」を検討しており、その試験のための実証ハウスを設置するため、今回の申請となりました。

続いて3条許可要件の確認ですが、当該申請は、農地法施行令第6条第1項の、「その権利を取得しようとする者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行う」と認められ、かつ、同条同項第1号のイの、「その権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われる」と認められます。そのため、3条許可要件については、農地法第3条第2項各号の許可要件のうち、第3号、第6号、第7号の3つの要件のみが求められることとなります。

そこで、まず、農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

次に農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

最後に農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、

要件を満たすと考えます。

以上のことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員による意見書の確認印は、長田委員にいただいております。

次に、申請番号2番、農地の所在地は、舟見〇〇番で、登記地目、現況地目、ともに田、合計面積は、272㎡です。

譲渡人は、舟見〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、舟見〇〇番地の〇〇さんです。

当該農地は以前から〇〇さんと同居するお母さんが〇〇さんから借り入れていましたが、〇〇さんに所有権を移して耕作するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つあります。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から30mで通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、8か月にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は6,151㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、愛場委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

申請番号1番の確認をしました。申請者と一緒に現地も確認しました。周囲への影響もないようなので、問題ないと考えます。

愛場委員

申請番号2番について確認しました。もともと申請者の母親名義の小作地だったものを、権利を整理するための手続きですので問題ないと考え、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

補足説明ですが、申請番号1番につきましては、私にも〇〇から直接説明がありました。ヒートポンプで利用するために汲み上げる水量ですが、家庭用で汲み上げる量と同程度だということです。

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

ご意見はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議
ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第41号、入善町農業委員会の平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点
検・評価(案)並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定に関する件につい
てを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第41号、入善町農業委員会の平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並
びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定に関する件について、農林水産省経
営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日20経営第5791号)に基づき、平
成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成27年度の目標及びその達成に
向けた活動計画(案)を、別紙のとおりとすることについて、当委員会の決定を求める。平成27年6月
4日提出、入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

農業委員会活動の公平性や透明性が求められるようになったことから、毎年、前年度の農業委員会活
動の点検・評価と、新年度の活動計画を作成し、これを公表することになっています。

流れとしては、3月までに案を作成し、4月の農業委員会で審議した案を町のホームページなどで30
日以上期間、公表します。そして、地域の農業者等から意見や要望を募集し、その意見を踏まえて最
最終的にまとめたものを、6月の農業委員会で決定し、決定したものを再びホームページなどで公表する、
という流れになります。

4月の農業委員会でも、今回の議案と同様の平成26年度の点検・評価案、平成27年度の活動計画案を
審議していただいています。4月の農業委員会では、これらの案を公表することについて決定をいただ
いたところですが、これを受け、町のホームページにおいて、4月22日から5月22日までの1ヶ月間公表
し、住民の皆さんからの意見を募集しました。その意見を盛り込んだものが、今回の議案書3ページか
らの点検・評価案及び活動計画案となっています。今回は、意見を募集した結果をもとに最終的にまと
めたこれらの案を、決定していただきたいと思っております。

意見募集の結果としては、議案書の一番最後のページにあります。地域の農業者等からの意見はあ
りませんでした。寄せられた御意見等の総数：0件、全て「該当なし」となっています。

これが点検・評価及び、活動計画の中にどのように反映されているかという点、まず、「平成26年度の
点検・評価」の中の「法令事務」については、7ページに意見をまとめる様式になっておりまして、全
て「計0件」となっています。

法令事務のうち遊休農地に関する評価と、促進等事務に関する評価については、それぞれ案に対する意見と、意見を踏まえた評価の決定を記載する様式となっており、それぞれの項目について、「意見等」は「計0件」、「目標に対する評価」の決定、「活動に対する評価」の決定は、特に意見がありませんでしたので、「評価の案」をそのまま記載しています。

次に「平成27年度の活動計画」についても、それぞれ案に対する意見と、意見を踏まえた目標及び活動計画を記載する様式となっており、それぞれの項目について、「意見等」は「計0件」、「目標及び活動計画」は、特に意見がありませんでしたので、「目標案及び活動計画案」をそのまま記載しています。

結果として、4月に皆さんに審議していただいた案のままとなっており、このとおり決定してよろしいか、ということで審議をお願いします。

そして、今回決定されて完成となりますと、再び町のホームページで公表されるということになります。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

活動の点検・評価、活動計画については、住民の皆さんからの意見がなかったということで、案の通りで問題ないと思いますが、点検・評価の項目にあった遊休農地の件で、最後に0.4haだけ残った耕作放棄地について、どうにかしたいものですね。

遊休農地のパトロールを今後も行い、耕作放棄地が増えないようにしていかなければいけません。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かご意見等はございませんか。

それでは、他に意見がないようでしたら採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第41号、入善町農業委員会の平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について、本案を原案どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり決定することといたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。

まず、前回の農業委員会で話の出ていました陸砂利採取についてです。県による説明会は、事案ごとに判断、指導しているので一般的な話は難しいとのこと。そのため今回は、事業者向けの説明資料をいただきましたので、参考として配布いたします。砂利採取業者は、登録をすることが必要であり、実際に採取するためには認可を受ける必要があります。また、県として認可だけでなく、指導どおり実施しているか現地を確認しているとのこと。

柳澤委員

掘削中に水が出た場合の対応はどうなっていますか。

事務局

水が出た場合は、掘削深が10メートル未満であっても、直ちに掘削をストップすることになっております。その後の対応については、場所によって水が出る理由が異なるので、原因を調査してからとなります。

事務局

次に、富山県農業施策に関する政策提案についてです。これは、毎年、富山県農業会議が、県内各市町村農業委員会からの農業に対する意見をとりまとめ、富山県知事に対して農業施策の提案をするものです。今年も昨年同様に、農業施策に関する幅広い意見を集約したいと思いますので、ご意見をよろしくお願いします。

次に、農林関係税制改正要望の取りまとめについてです。案としましては、消費税率の引き上げに伴う軽減税率の導入や食料品、農産物の税率ゼロ、簡素な補償制度の創設をすること、また、適用期限の切れる特例措置について、存続の要望を行う予定です。その他ご意見等があればよろしくお願いします。

農業委員会の視察受け入れについてです。6月19日金曜日、糸魚川市農業委員会が視察に参ります。耕作放棄地対策やそれに対する農業委員会の係わり方等について、話を聞きたいとのことです。

最後に、第64回全国農業コンクール全国大会が高岡市で開催されることについてです。7月8日水曜日、富山県と毎日新聞社主催で全国20選の農業3部門の発表があります。全国20選の中に当町の有限会社〇〇が選ばれております。当日、送迎をいたしますので、参加ご希望の方は、6月12日金曜日までにご連絡ください。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、他にご意見等はございませんか。

松原委員

議事と関係はありませんが最近あったことで、新幹線の沿線の日陰補償の話がありまして、所有農地についてはいいのですが、農地中間管理機構や入善町農業公社を介して借りている農地についても、一律、農地の所有者に対して補償金が支払われますので、所有者と耕作者との間で補償について合意をしてくださいとのことでした。これについて、仲介している農地中間管理機構が責任を持って補償の仲介もすべきではないかと思うのですが。

事務局

鉄道運輸機構から町にも説明がありましたが、補償は、30年一括のため、農地の所有者に対してするとのことでした。農地を貸借している場合、期限があり、小作者が代わることがあるので、所有者と小作者とで調整して欲しいとのことでした。

酒井職務代理者

小作料は一律でなくてもいいので、小作料の中で補償の分を考慮した価格の契約とする方法で対応するしかないのかもしれないですね。

(他に意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第11回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、7月7日 火曜日、午後1時30分から行います。

(閉会 午後2時51分)